



中学校3年生及び保護者の皆さまへの大切なお知らせです。

埼玉県教育委員会では、県立高校（特別支援学校の高等部含む）の



## 生徒1人1台端末を活用した 学びを推進します

県立高校で、生徒が使用する1人1台端末の費用は、保護者の負担でお願いします。

小中学校（特別支援学校の小中学部含む）では、国のGIGAスクール構想※により整備された1人1台端末を用いた学びが行われています。

県立高校でも、その学びを充実するため、これまでの授業実践とICT活用を適切に組み合わせて、今までの授業実践を補完し、教員の専門性を生かした学びを進めています。

県立高校では、小中学校とは異なり、生徒が使用する端末の整備に係る費用は、保護者等の負担でお願いします。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 端末を活用した学びの姿（例）

県立高校では、教員の専門性に基づき、ツールとして教育活動の様々な場面で端末を活用しています。



授業において、生徒の端末に課題を送信、生徒は自分の端末から課題を提出



Web会議システム等を利用した学習



端末を介して、資料を共有しながら、グループでディスカッション、調査活動、レポート作成なども端末上で行う

## 1人1台端末についてのQ&A

Q1: 高校へ入学する前に端末を準備しておく必要がありますか。

◀ A: 3月の進学先の入学に関する説明会で具体的な説明がありますので、それまでは必要ありません。なお、どのような端末をどのように整備するかは学校ごとに異なります。

Q2: 入学後、端末を準備できない場合はどうすればよいですか。

◀ A: 一定の条件により端末の貸出が可能になります。詳しくは3月の進学先の入学に関する説明会等でご確認ください。

Q3: 特別支援学校高等部に進学する場合の費用負担はどうなりますか。

◀ A: 特別支援学校で使用する端末は、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳細は、進学先の学校にご確認ください。

Q4: 通信料はだれが負担するのですか。

◀ A: 学校には Wi-Fi 環境が整っており、学校内での通信料は県が負担します。家庭における通信料については、各家庭でのご負担となります。

※ 「GIGAスクール構想」(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)



埼玉県マスコット「コバトン」

お問い合わせ

埼玉県教育局 ICT教育推進課  
TEL 048-830-6625

- 県HP「県立高校等で生徒が使用するタブレット端末の費用負担について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2220/tablet.html>

- 令和5年度版リーフレット電子データ

[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/224244/051011\\_leaflet.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/224244/051011_leaflet.pdf)

**県HP**



**令和5年度版リーフレット(PDF)**

